

同時発表：警察庁

平成30年12月14日  
道路局 企画課  
路政課**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の公布について  
～チェーン規制に関連する改正を行います～**

冬期道路交通確保対策検討委員会(※)において、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)の一部を改正し、本日、公布・施行しました。

※「冬期道路交通確保対策検討委員会」(<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html>)

**1. 概要**

以下の改正をいたします。

- (1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設
- (2) 画像表示用装置に道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

※ 詳しくは別紙をご覧ください。

**2. スケジュール**

公布・施行 : 平成30年12月14日(金)

※ チェーン規制の実施区間については、決定次第、別途お知らせする予定です。

**3. 意見公募手続の実施結果**

本命令案に係るパブリックコメントの結果、合計986件の意見が寄せられました。  
※ パブリックコメントの結果については、電子政府の総合窓口(e-Gov)中「結果公示案件詳細」  
をご参照下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180605&Mode=2>

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力  
いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**(添付資料)**

- ・ (別紙) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令について
- ・ チェーン規制についてQ&A (<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/fuyumichi/tirechains.html>)

**問い合わせ先**

(省令の改正内容について)

道路局 企画課 課長補佐 井上 (内線37-562)

路政課 企画専門官 前川 (内線37-332)

代表番号 : 03-5253-8111 FAX : 03-5253-1618 (企画課)

直通番号 : 03-5253-8485 (企画課) 03-5253-8480 (路政課)

(チェーン規制について)

道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 企画専門官 福本 (内線38-252)

代表番号 : 03-5253-8111 直通番号 : 03-5253-8489 FAX : 03-5253-1622

## 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令について

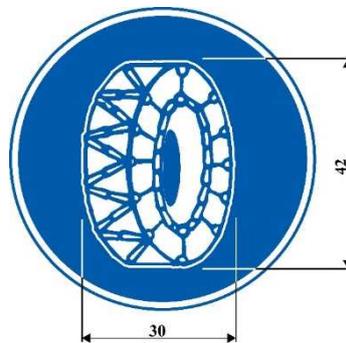
## 1. 改正の背景

- 大雪時における道路交通の確保を図ることを目的として、平成30年11月1日に国土交通省で開催された第4回冬期道路交通確保対策検討委員会で、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正を行うこととします。
- 大雨等に伴う道路の保全や交通の危険の防止のために一時的に通行の禁止又は制限を行う場合等において、可変式の道路標識を活用するニーズは高まっております。また、近年のLEDを用いた電光表示は、表示できる画像の色彩や精度が向上し、多彩な表現で分かりやすく画像を表示することが可能なことから、大雨等の発生に合わせて電光表示により速やかに道路標識を表示できるよう、同命令の改正を行うこととします。

## 2. 改正の概要

## (1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識を新設することとします。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」(310-3)

## (2) 画像表示用装置に可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定中に、画像表示用装置に道路標識を表示する場合における背板の色に関する規定を追加することとします。

## (3) その他

その他所要の改正を行うこととします。

○内閣府  
国土交通省 令第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

総理府  
建設省

令第三号）の一部を次のように

改正する。

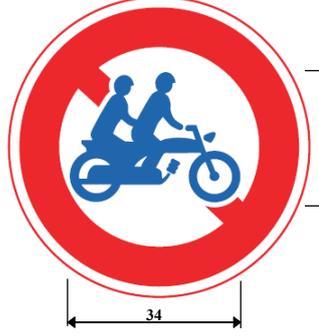
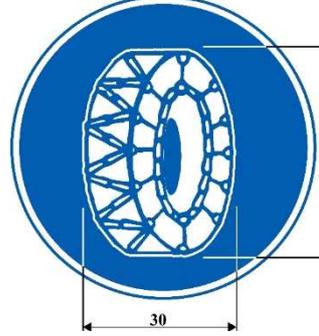
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

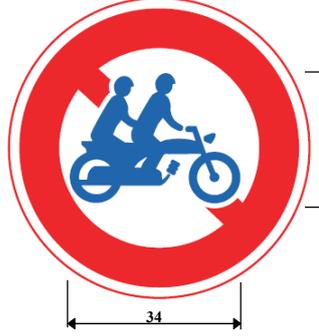
		改正後		改正前	
<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>		<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>		<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>	
<p>警戒標識</p>		<p>警戒標識</p>		<p>警戒標識</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>規制標識</p>		<p>規制標識</p>		<p>規制標識</p>	
種	種	種	種	種	種
類	類	類	類	類	類
番号	番号	番号	番号	番号	番号
表示する意味	表示する意味	表示する意味	表示する意味	表示する意味	表示する意味
設置場所	設置場所	設置場所	設置場所	設置場所	設置場所
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>大型自動二輪車及び普通自動車</p>		<p>大型自動二輪車及び普通自動車</p>		<p>大型自動二輪車及び普通自動車</p>	
<p>2)</p>		<p>2)</p>		<p>2)</p>	
<p>交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動車</p>		<p>交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動車</p>		<p>交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動車</p>	
<p>大型自動二輪車及び普通自動車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端</p>		<p>大型自動二輪車及び普通自動車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端</p>		<p>大型自動二輪車及び普通自動車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端</p>	



大型自動車及び人 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識

大型自動車及び人 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識

A)	「	6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号	1 5 (略)	(二) 寸法 (略)	備考 一 本標識板（本標識の標示板をいう。）	(略)	補助標識	指示標識	(略)	
2-A)	「									

A)	「	6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号	1 5 (略)	(二) 寸法 (略)	備考 一 本標識板（本標識の標示板をいう。）	(略)	補助標識	指示標識	(略)	
2-A)	「									

<p>を 表示するものについては、文字、縁及び地を青色、</p>	<p>が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の4-A)  </p>	<p>(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者 「</p>	<p>(1) 案内標識 (17) (略)</p>	<p>(三) 色彩 1 案内標識 7 〽 10 (略)</p>	<p>は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に あつては図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横 寸法を拡大する場合には、当該拡大後の図示の寸法) の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することが できる。</p>	<p>わり道(120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識について 「</p>	<p>定道路(118の4-A・B)   「</p>	<p>高さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)   「</p>	<p>及び 「</p>	<p>(118の) 都道府県道番号(118の) 総重量限度緩和指 「</p>

<p>を 表示するものについては、文字、縁及び地を青色、</p>	<p>が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)  </p>	<p>(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者 「</p>	<p>(1) 案内標識 (17) (略)</p>	<p>(三) 色彩 1 案内標識 7 〽 10 (略)</p>	<p>は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に あつては図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横 寸法を拡大する場合には、当該拡大後の図示の寸法) の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することが できる。</p>	<p>わり道(120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識について 「</p>	<p>定道路(118の3-A・B)   「</p>	<p>高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)   「</p>	<p>及び 「</p>	<p>(118の) 都道府県道番号(118の) 総重量限度緩和指 「</p>



三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の5-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、  
「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、  
「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、  
「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、  
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、  
「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法」(二段階)」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の4-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、  
「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、  
「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、  
「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、  
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、  
「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法」(二段階)」、「環状の交差点における右回り通行」、  
「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色（画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色）の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

(二) (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色の正方形又は長方形の背板を設けることができる。

(二) (略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

# チェーン規制について(Q&A)



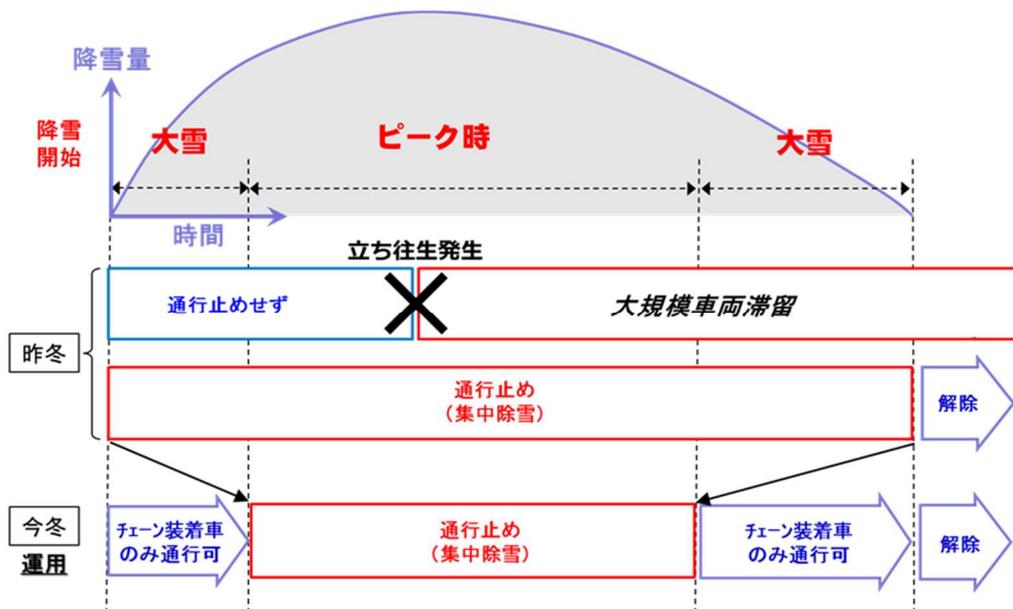
チェーン規制は、いつ実施するの？



大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪があるときに行います。

(平成 29 年度では、大雪特別警報の発令事例はなく、大雪に対する緊急発表は 3 回行っています。)

大雪時に通行止めを実施する場合でも、チェーン規制を実施し、タイヤチェーンを着けていれば通行できるようにすることで、これまでより積雪による通行止め時間を短くすることを目指します。



チェーン規制の運用イメージ

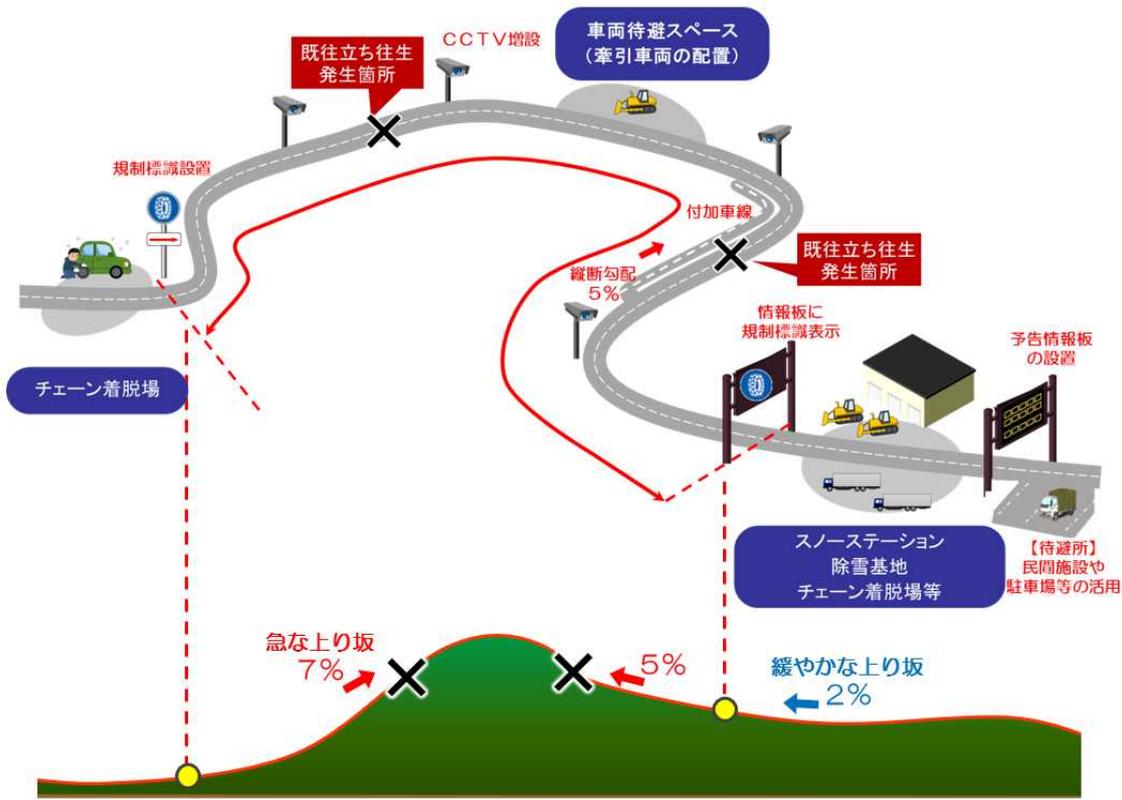


チェーン規制は、どこで実施するの？



急な上り下りがある峠などで、過去に雪による立ち往生や通行止めが起こった場所の中で、タイヤチェーンを着脱できる場所や通行止めが解除されるまで待機できる場所がある区間で実施します。

なお、チェーン規制時には、規制区間の手前でタイヤチェーン装着状況の確認を行います。



チェーン規制区間のイメージ

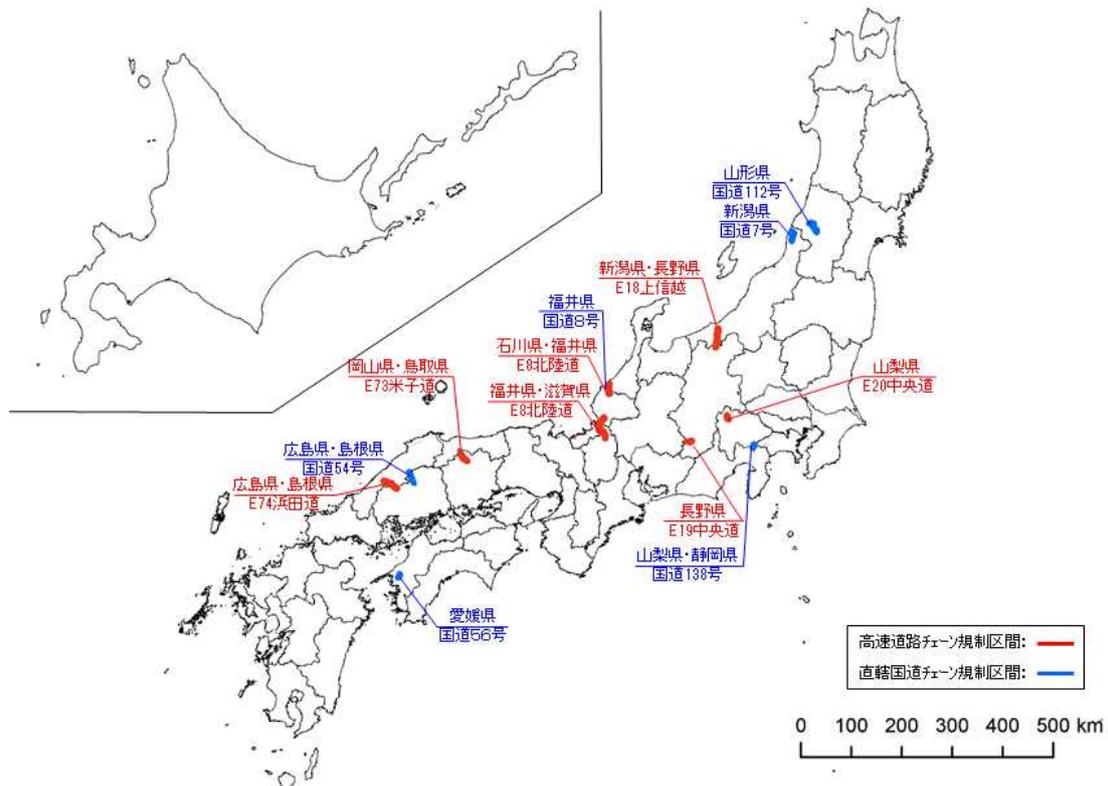
# 平成 30 年度 チェーン規制調整箇所一覽

## ■直轄国道

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長 (km)
山形県	112	月山道路	西川町志津～鶴岡市上名川	27
山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖村平野～静岡県小山町須走字御登口	9
新潟県	7	大須戸～上大鳥	村上市大須戸～村上市上大鳥	16
福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	4
広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町上布野～島根県飯南町上赤名	12
愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市松尾	7

## ■高速道路

都道府県	路線番号	道路名	区間	延長 (km)
新潟県・長野県	E18	上信越	信濃町IC～新井PA	25
山梨県	E20	中央道	須玉IC～長坂IC	9
長野県	E19	中央道	飯田山本IC～園原IC	10
石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡IC～加賀IC	18
福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本IC～今庄IC	45
岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原IC～江府IC	34
広島県・島根県	E74	浜田道	大朝IC～旭IC	27



Q

スタッドレスタイヤでも規制対象なの？

A

スタッドレスタイヤを着けている自動車であっても、大雪時には立ち往生することがあります。



スタッドレスタイヤ（タイヤチェーン未装着）の立ち往生の様子

そのため、今回のチェーン規制では、スタッドレスタイヤを着けていても、タイヤチェーンをしていない自動車はチェーン規制中に通ることはできません。

参考リンク：J A Fユーザーテスト「雪道での登坂テスト」

（動画編）

<http://movie.jaf.or.jp/details/204.html>

（資料編）

[http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/usertest/tire/detail3\\_1.htm](http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/usertest/tire/detail3_1.htm)

Q

4WD車両も規制対象なの？

A

大雪の時の峠などでは、4WD車両は重量が大きいため、下り坂で急ブレーキをかけた時に、止まるまでの距離が長くなることから、チェーン規制中はタイヤチェーンを着けていないと通ることはできません。

参考リンク：JAFユーザーテスト「4WDなら雪道でも安心？2WDと登坂・ブレーキ性能を比較」

(動画編)

<http://movie.jaf.or.jp/details/223.html>

(資料編)

<http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/usertest/snow/detail1.htm>

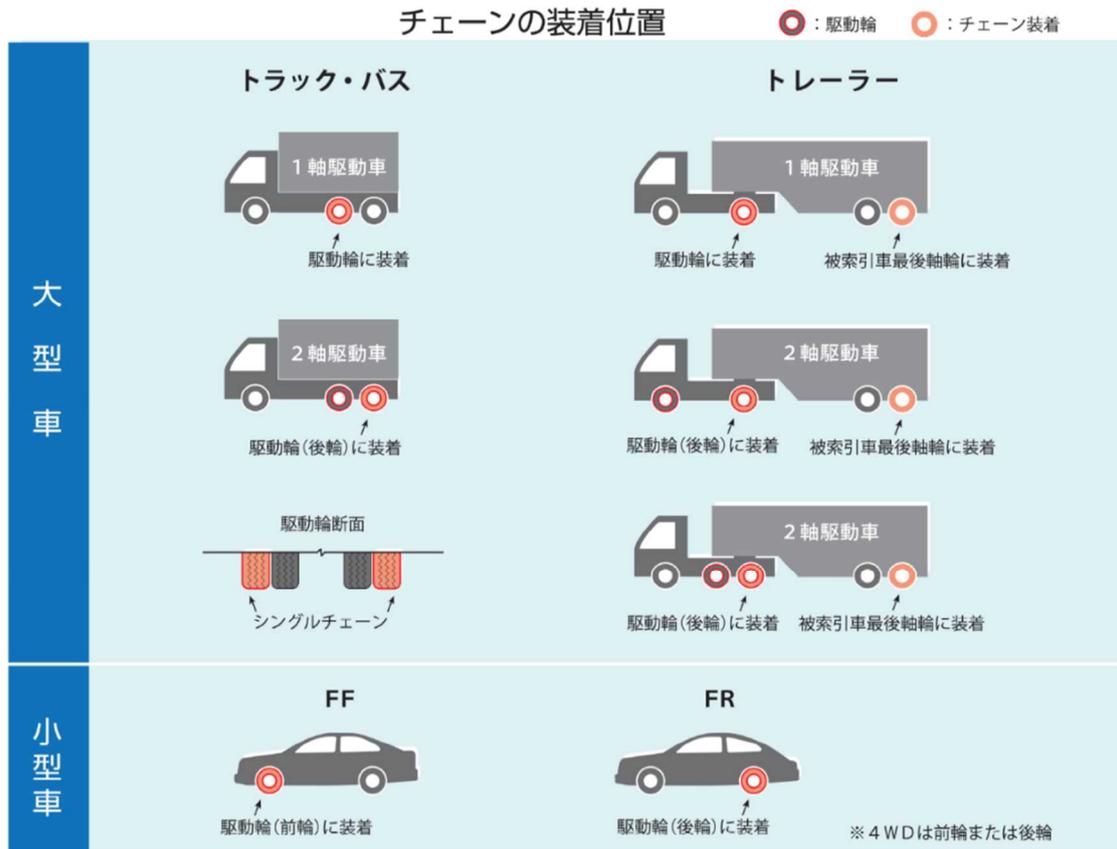


すべてのタイヤにチェーンが必要な？



駆動輪にタイヤチェーンを着けることが基本です。

詳しくは、下の図のとおりです。



Q

チェーン規制のチェーンはどんなチェーンでも良いの？

A

タイヤチェーンは、様々な種類の製品が販売されています。チェーン規制中に通ることのできるタイヤチェーンは、自動車用品店などで販売されているものであれば問題ありません。ただし、スプレーのように薬剤を吹き付けるタイプのものではチェーン規制中に通ることはできません。

【参考：道路運送車両の保安基準】（走行装置等）第9条第4項

タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けことができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。

【参考：タイヤチェーンの種類】

- (1) 金属チェーンタイプ                   : 金属製のチェーンやワイヤーの製品
- (2) ウレタン&ゴムチェーンタイプ   : ゴムなどの樹脂製の製品
- (3) 布製カバータイプ                   : アラミドなどの特殊合成繊維製の製品